

働けないときの保険

所得補償保険

2023年1月改定



※「働けないときの保険」は、所得補償保険のペットネームです。

こんなとき、『働けないときの保険』に入っておけば▶▶▶▶▶▶▶▶▶▶



働けないときの保険

基本補償プラン《所得補償》

病気やケガの治療・入院により
働けなくなった時の**収入減少を補償**する保険です！



突然の収入減に備えて

日新火災
働けないときの保険

収入に
あわせ
保険金で
30万円補償

病気やケガで働けなくなる確率は？

25歳から65歳までに
働けなくなる確率は17%

おおよそ6人に1人の割合*

※傷病手当金を受給するケース

「令和元年度現金給付受給者状況調査報告」(全国健康保険協会)より弊社作成

*保険金のお支払いは、保険金額(月額)が限度となります。また、免責期間の適用があります。

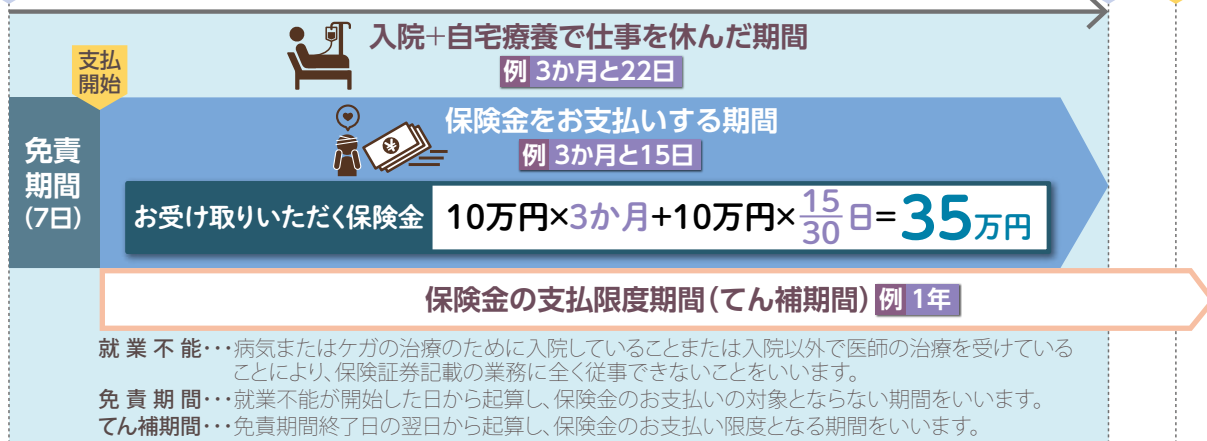
保険の仕組み

例 通勤途中に交通事故にあって骨折をしたAさんの場合

所得補償保険金額…月額10万円(保険期間:1年 てん補期間:1年 免責期間:7日)
→ 就業不能期間:3か月と22日

保険
始期
就業不
能開始

職場
復帰
保険
終期



*「入院のみ補償特約」をセットした場合および家事従事者(主婦・主夫)は、自宅療養期間はお支払いの対象外となります。

あんしんの24時間補償！

日常生活はもちろん、工作中からレジャー中まで、国内・国外で起きた病気やケガによる
就業不能を補償します。



所得補償の保険料例 (基本補償プランの場合) 所得補償保険金額…月額10万円(保険期間:1年 てん補期間:1年 免責期間:7日)

級別 (主な職業)	1級 (医師/薬剤師/事務職・営業職/飲食店主・従業員/ 教師/税理士/弁護士/建築士/編集者 など)		2級 (農耕作業/理容師 など)	
	月 払	一時払	月 払	一時払
満25～29歳	880円	9,550円	1,010円	10,960円
30～34歳	1,090円	11,790円	1,250円	13,530円
35～39歳	1,350円	14,690円	1,560円	16,930円
40～44歳	1,690円	18,340円	1,940円	21,080円
45～49歳	2,010円	21,910円	2,320円	25,230円
50～54歳	2,330円	25,400円	2,680円	29,220円
55～59歳	2,490円	27,140円	2,870円	31,210円

オプション さらに補償を充実させたい方におすすめのオプション！

特約

三大疾病一時金特約

三大疾病に罹患した場合、下記の条件で一時金をお支払いする特約です。

がん※1

医師によりがんと診断確定された場合

脳卒中・
急性心筋梗塞

脳卒中・急性心筋梗塞と診断され、
その治療を目的として入院した場合

一時金をお支払いします。

一時金は、以下より選択

50万円

100万円

200万円

※1 初年度契約において、保険始期日から90日以内に診断確定されたがんについては、保険金をお支払いできません。

例 がんの診断を受けたBさんの場合

体調不良で病院に行ったら胃がんが発覚!!

三大疾病一時金特約保険金額…200万円

お受け取りいただく保険金

一時金200万円

「三大疾病一時金特約」をセットする場合、初年度契約と2年目以降の継続契約で保険料が異なります。(初年度契約では、保険始期日から90日以内に診断確定されたがんを免責(支払い対象外)としているため、2年目以降は保険料が高くなります。)



がんは日本人の2人に1人になる※2病気なんだって!



※2「平成29年人口動態統計」(厚生労働省)より弊社作成

保険料例 三大疾病一時金特約保険金額…50万円(保険期間:1年)

*一時払の場合

年齢	男性		女性	
	初年度契約	継続契約	初年度契約	継続契約
満15～19歳	110円	150円	120円	160円
20～29歳	200円	260円	640円	860円
30～39歳	710円	870円	2,240円	2,930円
40～49歳	3,200円	3,580円	7,540円	8,650円
50～59歳	13,660円	14,930円	9,790円	11,320円

特約

傷害による死亡・後遺障害補償特約

ケガにより、死亡または後遺障害となった場合に、保険金をお支払いする特約です。

死亡された場合

保険金額全額

後遺障害の場合

保険金額 × 障害等級ごとの支払割合

保険金をお支払いします。

※Webサイトによるお申込みの場合、保険金額は3,000万円が限度となります。

美容師だから、ケガで指に後遺障害が残った時にはどうしようかと思った…。保険金をもらったおかげで、次の仕事もゆっくり探せて本当に助かったわ。



交通事故で右手に後遺症が残って、料理人の仕事ができなくなって…。でも事務の仕事に回してもらえて良かった。お給料は減ったけど、保険金で穴埋めできたよ。



働けないとき以外でも 各種サービスを無料でご利用いただけます！

医療のサポート24

緊急医療相談サービス 24時間・365日



救急医療機関の現場第一線で活躍している、現役の救急科専門医と経験豊富な看護師が24時間・365日常駐しており、突然の発病やケガなど、緊急の場合の対処方法についての確にアドバイスします。

救急科専門医とは？

「救急治療」および「救命治療」に高い専門性を持ち、主に救命救急センター等の救急医療機関の第一線で活躍している医師をいいます。

予約制専門医相談サービス



様々な診療科の専門医が十分な時間をかけて、日頃のおからだの不調やお悩みに関するご相談に、丁寧にお答えします。

*事前のご予約が必要です。

転院・患者移送サービス 24時間・365日



出張先などで急遽入院した救急病院からご自宅の最寄りの病院への転院などの場合に、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等一連の手配を承ります。

*実費はお客さまのご負担となります。

医療機関案内サービス 24時間・365日



夜間・休日の救急医療機関や、出張先・旅先での最寄りの医療機関など、お客さまのご要望にあった医療機関等をご案内します。

介護相談サービス



介護方法、公的な介護保険制度、介護施設の入所、各種在宅介護サービスの利用など介護に関する様々なご相談に電話でお答えします。各地域の介護関連サービス事業者もご案内します。

*ご利用時間9:00～17:00(土日祝を除きます。)

法律・税務・人事労務のサポート（電話相談（一部予約制））

法律・税務相談（一部予約制）

提携の弁護士や税理士が身の回りに関するご相談にお電話でお答えします。

*弁護士との相談は予約制で1回につき15分のため、事前に相談員が相談内容をお聞きます。なお、係争中の案件や継続してのご利用はできません。税理士との相談では個別具体的な税金額等のご回答はできません。

人事労務に関する相談（予約制）

社会保険労務士が労働条件、保険関連（雇用保険・健康保険等）のご相談についてお電話でお答えします。

*社会保険労務士との相談は1回につき15分の予約制のため、事前に相談員がご相談の内容を伺います。なお、個別具体的な年金や保険の計算はお受けできません。



子どもが保育園でケガをした！
保育園に損害賠償請求できるの？



青色申告で控除できる経費を教えてください！



個人事業主でしたが法人成りをしました！
従業員の雇用契約について、必要な手続きを教えてください！

*本サービスは、弊社提携先を通じてご提供いたします。なお、本サービスの内容は予告なく変更または終了する場合がありますので、ご了承ください。

弁護士の先生や税理士の先生に無料で相談できるなんて嬉しい!!



お申込み

ご契約手続きはWebでカンタン！
医師の診査は必要ありません！

Webから契約すれば
保険料もおトクに！

8%OFF

お申込みまでのカンタン3ステップ

Webで保険料をカンタン見積り
3つのプランから選ぶだけ！
(補償内容をオーダーメイドで
設定いただくことも可能です。)

健康状態などの
告知質問事項にご回答

ご契約完了

Webでもカンタンに申し込めて、割引もあるなんて！
家計にやさしいわね！



*Webでお申込みをした場合、「保険契約の自動継続に関する特約」がセットされ、保険契約満了日と同一内容で、ご契約を1年間ずつ自動的に継続することができます。そのため、毎年のお手続きが不要です。

*事業主費用補償プランは、Webでお申込みいただくことができません。また、「所得補償保険賠償責任危険補償特約」等、Webでお申込みいただく場合はセットできない特約があります。詳細につきましては、取扱代理店または弊社にご照会ください。

病気やケガで従業員が会社を休んだ時

の事業主のための補償プランです。



保険の仕組み

従業員Bさんのご契約内容

- 「給与等の費用」保険金額……月額30万円
- 「代行者雇入れ費用」保険金額…月額15万円
(免責期間：4日間)

「給与等の費用」「代行者雇入れ費用」
いずれかを選択し、
ご契約いただくことも可能です。

給与等の費用

従業員であるBさんが病気により
3か月間入院し、就業不能となった。

Bさんに支払った給与 … 月額30万円 × 3か月 = 90万円

お受取りいただく保険金 … 30万円 × 2か月 + 30万円 × $\frac{26}{30}$ 日 = **86万円**

代行者雇入れ費用

Bさんが就業不能の期間中、
3か月間臨時でアルバイトを雇った。

アルバイトに支払った給与 … 月額15万円 × 3か月 = 45万円

お受取りいただく保険金 … 15万円 × 2か月 + 15万円 × $\frac{26}{30}$ 日 = **43万円**

※1か月未満の就業不能については1か月を30日として日割計算で保険金をお支払いします。この例では、保険金をお支払いする期間は免責期間(4日間)を除いた2か月26日間となり、1か月未満の期間(26日間)は日割計算となります。

ご契約にあたってのご注意

この保険の被保険者(補償の対象となる方)は、有職者および家事従事者^(※1)で、ご契約開始時の年齢が満15歳以上^(※2)かつ原則として満69歳以下の方となります。

(※1) 家事従事者(主婦・主夫)は、家事従事者特約をセットした場合に補償の対象となります。

(※2) Webサイトによるお申込みの場合は、満18歳以上となります。

所得補償保険金額(ご契約金額)の設定方法

- 保険金額(ご契約金額)は、被保険者が加入されている公的医療保険制度による給付内容等を考慮いただいたうえで、過去12か月間の平均月間所得の額をもとに右表に記載した割合の範囲内で設定いただけます。
- 就業不能が発生した際、保険金額(ご契約金額)が被保険者の就業不能開始直前の12か月の平均月間所得額を上回っている場合には、その上回る部分につきましては保険金をお支払いできません。

(就業不能の発生の有無にかかわらず得られる、役員報酬、利子所得、配当所得、不動産所得等は平均月間所得の額に含めることはできません。)

被保険者が加入している 公的医療保険制度	平均月間所得額に 対する保険金額の割合	保険金額の設定例 (平均月間所得30万円の場合)
国民健康保険 例) 個人事業主	80%以下	24万円以下
上記以外 (健康保険、各種共済組合等) 例) 給与所得者、公務員	50%以下	15万円以下

医師の
診査は
不要です

被保険者から、現在の健康状態と過去の傷病歴を告知いただきます。
健康状態告知の内容によっては下記1または2の取扱いになる場合がございます。

1 ご契約をお引受けできません。 2 特定の疾病・病状について保険金をお支払いしないことを条件にお引受けします。

保険金をお支払いする主な場合・お支払いする保険金

被保険者(補償の対象となる方)が、保険期間中に病気またはケガによって就業不能になった場合、免責期間を超える就業不能期間1か月につき保険証券記載の所得補償保険金額を限度に保険金をお支払いします。

- *死亡後、または病気やケガが治癒した後は保険金のお支払い対象とはなりません。
- *就業不能期間は、保険証券記載のてん補期間が限度となります。
- *就業不能が生じた時点における所得補償保険金額が、被保険者の平均月間所得額を上回っている場合は、その上回る部分については保険金をお支払いしません。
- *就業不能期間が1か月に満たない場合、または1か月未満の端日数が生じた場合には、保険金の額は1か月を30日として日割で計算します。

保険金をお支払いできない主な場合

次の事由による就業不能

- ①保険期間の開始時(継続契約の場合には、この保険契約が継続されてきた最初の保険始期時点)に、すでに発生していた被保険者の病気またはケガ
- ②保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失による病気またはケガ
- ③被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による病気またはケガ
- ④被保険者の麻薬、あへん、覚せい剤等の使用による病気またはケガ
- ⑤戦争、暴動および核燃料物質等による病気またはケガ
- ⑥被保険者の妊娠、出産、早産、流産およびこれらによる病気またはケガ
- ⑦精神病性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害
- ⑧頸部症候群(いわゆるむちうち症)または腰痛などで医学的他覚所見のないもの
- ⑨自動車または原動機付自転車の無資格・酒気帯び運転によるケガ
- ⑩地震、噴火またはこれらによる津波を原因とするケガなど

被保険者(補償の対象となる方)が、保険期間中に病気またはケガによって就業不能になった結果、被保険者の事業主が事業主費用を負担することにより損失を被った場合、1回の就業不能について、免責期間を超える就業不能期間1か月につき保険証券記載の保険金額を限度に、保険証券記載の事業主へ保険金をお支払いします。

- *就業不能期間は、保険証券記載のてん補期間が限度となります。
- *就業不能期間が1か月に満たない場合、または1か月未満の端日数が生じた場合には、保険金の額は1か月を30日として日割で計算します。

● 次の事由による就業不能

- ①保険期間の開始時(継続契約の場合には、この保険契約が継続されてきた最初の保険始期時点)に、すでに発生していた被保険者の病気またはケガ
- ②保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失による病気またはケガ
- ③保険契約者または被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による病気またはケガ
- ④被保険者の麻薬、あへん、覚せい剤等の使用による病気またはケガ
- ⑤戦争、暴動および核燃料物質等による病気またはケガ
- ⑥被保険者の妊娠、出産、早産、流産による病気またはケガ
- ⑦精神病性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害
- ⑧頸部症候群(いわゆるむちうち症)または腰痛などで医学的他覚所見のないもの
- ⑨自動車または原動機付自転車の無資格・酒気帯び運転によるケガ
- ⑩地震、噴火またはこれらによる津波を原因とするケガなど

- 被保険者と保険証券記載の事業主の間の雇用関係等が消滅した日以降に事業主が被った損失

保険金をお支払いする主な場合・お支払いする保険金

被保険者(補償の対象となる方)が保険期間中に次のいずれかの事由に該当した場合、50万円、100万円、200万円のいずれかよりご選択いただいた保険金額を保険金としてお支払いします。

- ①初めてがんと診断確定された場合
- ②急性心筋梗塞を発病し、冠動脈に狭窄あるいは閉塞があることが医師により診断されたことにより、その治療を直接の目的として入院を開始した場合
- ③脳卒中を発病し、その疾病により言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的症状が急激に発生し、かつ、CTまたはMRIによってその責任病巣が医師により確認されたことにより、その治療を直接の目的として入院を開始した場合

保険金をお支払いできない主な場合

- ①がんと診断確定された時が、保険期間の初日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時より前であるとき(継続契約を除きます。)
- ②入院の原因となった急性心筋梗塞または脳卒中の原因となる疾病を発病した時が保険期間の開始日より前であるとき
- ③保険金をお支払いした後に、保険期間中に再度被保険者が保険金をお支払いする状態に該当した場合
- ④継続契約である場合において、その保険契約が継続されてきた初年度契約から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中に、左記「保険金をお支払いする場合」のうち、同一の支払事由に該当し、その保険金支払事由に該当した日からその日を含めて1年以内であるとき

など

保険金をお支払いする主な場合・お支払いする保険金

傷害による死亡・後遺障害補償特約

被保険者(補償の対象となる方)が急激かつ偶然な外来の事故により被ったケガに対して、次の①、②の保険金をお支払いします。

①死亡保険金

事故の日から180日以内に死亡した場合、傷害による死亡・後遺障害補償特約保険金額の全額をお支払いします。

②後遺障害保険金

事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、後遺障害の程度に応じて、傷害による死亡・後遺障害補償特約保険金額の4%~100%をお支払いします。

*上記①②は重複してお支払いしますが、お支払総額は保険期間を通じ、傷害による死亡・後遺障害補償特約保険金額が限度です。

保険金をお支払いできない主な場合

次の事由による死亡・後遺障害

- ①左記「所得(基本)補償」の保険金をお支払いできない主な場合②~⑥のうちのケガおよび⑧~⑩
- ②脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ
- ③ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等危険な運動を行っている間の事故
- ④細菌性食中毒およびウイルス性食中毒

など

所得補償保険賠償責任危険補償特約

被保険者(補償の対象となる方)が、次の①、②の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことに法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合に、1回の事故につき、賠償責任保険金額を限度に被害者に支払うべき損害賠償金をお支払いします。また、損害の発生または拡大を防止するために要した費用、緊急措置費用、争訟費用、保険会社への協力費用などもお支払いします。

- ①ご本人の居住の用に供される住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
- ②ご本人およびそのご家族の日常生活に起因する偶然な事故

●賠償事故の解決に関する特約

所得補償保険賠償責任危険補償特約に自動的にセットされます。上記、補償の対象となる損害賠償責任が発生した際に行う折衝、示談または調停もしくは訴訟、弁護士の選任などの手続について、弊社が協力または被保険者の同意を得て代行いたします。

●「賠償事故の解決に関する特約」において弊社が代行業務をできない場合

- ・1回の事故について、被保険者の負う損害賠償責任の額が、保険金額を明らかに超える場合
- ・損害賠償請求権者(被害者)が弊社と直接交渉することに同意いただけない場合
- ・弊社の求める協力を正当な理由なく被保険者が拒んだ場合
- ・日本国外で発生した事故の場合
- ・被保険者に対する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合
- ・損害賠償請求権者(被害者)またはその代理人が日本国内に所在しない場合

- ①保険契約者または被保険者の故意による損害賠償責任
- ②地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする損害賠償責任
- ③心神喪失に起因する損害賠償責任
- ④職務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任)
- ⑤同居の親族に対する損害賠償責任
- ⑥自動車、原動機付自転車、航空機、船舶および銃器等の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ⑦他人から借りたり預かったりした物に関し生じた損害賠償責任

など

*損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、必ず事前に弊社にご相談ください。弊社の承認がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、ご注意ください。

その他の特約

保険金をお支払いできない場合等、詳細につきましては約款をご参照ください。

入院のみ補償特約

所 事

被保険者(補償の対象となる方)が、保険期間中に病気またはケガによって入院し、就業不能となった場合に限り、所得補償保険金または事業主費用補償保険金をお支払いします。

家事従事者特約

所

被保険者(補償の対象となる方)が、保険期間中に病気またはケガのために入院し、家事に全く従事できない状態になった場合に、所得補償保険金をお支払いします。

*この特約における被保険者とは、自らの家庭において、炊事、掃除、洗濯、育児等の家事を主として行っている者(家事従事者)をいいます。

*上記のほかにもセットすることができる特約があります。また、ご契約内容・事故内容により、上記以外の費用保険金や特約保険金がお支払いの対象となる場合があります。詳細につきましては、普通保険約款・特約をご参照いただくか、取扱代理店または弊社にご照会ください。

*全ての契約に無事故戻しに関する規定の不適用特約がセットされます。

保険料の 払込方法

保険料はキャッシュレスで払い込むことができます。ただし、ご契約内容によっては、ご選択いただけない払込方法があります。

主な払込方法	一時払	月払*
口座振替、クレジットカード払	○	○
コンビニ払、請求書払	○	×

※月払の場合には、割増が加算されます。

*Webでお申込みの場合は、口座振替(Webサイト上で口座登録可能な場合に限り)またはクレジットカード払のみとなります。

現金払 の場合

保険期間が始まった後でも、取扱代理店または弊社が保険料を領収するまでの間に生じた事故に対しては、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

もしも
事故に
あわれたら…日新火災
事故受付センター

フリーダイヤル

0120-232-233 までお電話を!

24時間・365日 ▶▶▶ 受付

携帯電話からもご利用いただけます。

補償の
重複に
ついて

ご契約にあたっては、所得(基本)補償、事業主費用補償および所得補償保険賠償責任危険補償特約の補償内容が同様の保険契約(所得補償保険以外の保険契約にセットされる特約等や弊社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると特約等の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約等の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。

ご契約時のご注意

- 保険契約申込書および「健康状態告知書」の記載内容に間違いがないかどうかご確認ください。
- ご契約を締結いただく際には、職業や他にご加入の所得補償保険契約またはこれと同種の保険金を支払う保険契約・共済契約などの重要な事項について正しくお申し出いただく義務(告知義務)があります。お申し出いただいた内容が事実と異なる場合には、保険契約を解除させていただくことや、保険金をお支払いできないことがあります。
- 「健康状態告知書」に記載の告知事項について、保険期間の開始時(継続契約の場合には、その保険契約が継続されてきた初年度契約の保険期間の開始時をいいます。)から1年以内に弊社に告知いただいた内容が事実と異なることが判明した場合は、「告知義務違反」として保険契約を解除させていただくことや、保険金をお支払いできないことがあります。
- 「告知義務違反」により保険契約が解除された場合、「保険金の支払事由」が発生している場合でも、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除の原因となった事実」に因果関係がない場合には、保険金をお支払いします。

ご契約後のご注意

- ご契約後に被保険者(補償の対象となる方)がその職業を変更された場合には、遅滞なく取扱代理店または弊社にご連絡ください。ご連絡がない場合は、保険金が削減されることがあります。
- 職業の変更をされた場合、追加保険料をお支払いいただくことがあります。必要な追加保険料のお払込みがない場合は、保険契約を解除させていただくことや、保険金が削減されることがあります。
- 被保険者をご契約者以外の方である場合において、一定の条件を満たす場合には、被保険者は、ご契約者または弊社に対し、この保険契約の解除(その被保険者に係る部分に限ります。)を求めることができます。詳細につきましては、取扱代理店または弊社にご照会ください。
- 分割払の第2回目以降の保険料は保険証券記載の払込期日までにお支払いください。払込期日の属する月の翌々月末日までに分割保険料のご入金がない場合には、その払込期日後に発生した事故に対しては保険金をお支払いしません。また、ご契約を解除する場合がありますので、ご注意ください(口座振替の場合、金融機関所定の振替日が保険料払込期日となります。)
- 保険料をお支払いの際は、弊社所定の保険料領収証を発行しますのでお確かめください。
- ご契約後1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、お手数ですが弊社営業店にご照会ください。

事故に関するご注意

- 事故にあわれた場合、直ちに取扱代理店または弊社にご相談ください。ご連絡が遅れると、保険金のお支払いが遅れたり、保険金が削減されることがありますのでご注意ください。また、保険金請求の際は保険金請求書等の書類のほか、所得を証明する書類等をご提出いただく場合があります。
- 保険金の種類により、被保険者(補償の対象となる方)に保険金を請求できない事情がある場合に、**代理人の方**(配偶者(法律上の配偶者に限ります。)、3親等以内の親族)が被保険者に代わって保険金を請求できる**代理請求制度**がありますので、本制度について代理人の対象となる方々へ是非お知らせください。詳細につきましては、取扱代理店または弊社にご照会ください。
- 事故によって被保険者の負担する損害賠償責任が発生した場合、事故にかかわる損害賠償請求権者(被害者)は、優先的に保険金の支払を受けられる権利(先取特権)を取得します。保険金は、被保険者が賠償金をお支払い済みである場合等を除き、原則として被害者に直接お支払いします。

*このパンフレットはごく簡単な説明を記載したものです。保険金の支払条件その他この保険の詳細につきましては、普通保険約款・特約をご参照いただくか取扱代理店または弊社へお問い合わせください。また、ご契約時およびご契約後に、特にご注意いただきたい事項を、契約申込書および重要事項説明書に記載しておりますのでご確認ください。

*取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・ご契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接契約されたものとなります(ただし、Webサイトにより新規で契約手続きをする場合において、代理店は保険契約締結の媒介のみを行います。)

*ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社は引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

*弊社は、お預かりしたお客さまの個人情報、適切に取り扱うとともにその安全管理に努めております。重要事項説明書に記載の「お客さま情報の取扱い」をご確認ください。

日新火災海上保険株式会社

事故のご連絡

日新火災事故受付センター

各種お問合せ先

0120-232-233 24時間・365日

保険のご相談

日新火災
テレフォンサービスセンター0120-718-268 9:00~18:00(平日)
9:00~17:00(土日祝)
<https://www.nisshinfire.co.jp/contact>

代理店・営業担当

●安心のトータルライフプランをお手伝い。お気軽にご用命ください。

あおば総合保険株式会社

260-0852
千葉県千葉市中央区青葉町1234-18
ホームページURL
<https://www.aoba-hoken.jp/>
メールアドレス
yotuba@aobanomori-hoken.com